

基 発 1225 第 1 号
平成 25 年 12 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労災レセプト電算処理システム」の全国稼働の実施について

労災レセプト電算処理システム（以下「システム」という。）については、平成 25 年 9 月 6 日付け基労発 0906 第 1 号から 4 号までにより、平成 25 年 9 月 30 日から、群馬労働局、東京労働局及び神奈川労働局において、試験稼働を実施してきたところである。

今般、試験稼働の結果を踏まえ、全都道府県労働局においてシステムの稼働を下記のとおり実施することとしたので、その運営に遺漏なきを期されたい。

記

1 稼働実施日

平成 26 年 1 月 14 日（平成 26 年 2 月請求分）から全国稼働を実施する。

2 システムに係る業務処理

システムに係る業務処理については、別途通知する「労災レセプト電算処理システム機械処理事務手引」を参照し、適切に業務処理を行うこと。

3 関係機関への周知

都道府県労働局における労災保険指定医療機関等に対するシステムの周知及び利用勧奨については、別途指示するところにより、適切に対応すること。